

都留市市民活動推進 条例が4月1日より施行

市民の手による条例制定

自己決定・自己責任の原則に基づき、自分の足で立つ地域づくりを目指し、ボランティアやNPOなど市民活動の促進を図るとともに、市民との連携・協力を強化し、共に考え、共に行動し、共に創る協働のまちづくりを推進するため、市民の手づくりによる「都留市市民活動推進条例」を制定しました。

☆条例制定の経緯は？

平成13年12月18日

市民団体を中心に「まちづくり市民活動支援センター設立準備会」発足。

市民活動団体相互のネットワーク作りの必要性や支援のあり方などについて協議が重ねられました。

平成14年11月1日

提言書を市に提出。

平成15年1月9日

「都留市まちづくり市民活動推進懇話会」設置。

市民が主体となり、市民活動推進のための条例案づくりが行われました。

平成15年2月12日

条例案を市に提出。

平成15年3月20日

条例案市議会3月定例会で議決。

条例制定の趣旨は？(条例前文)

自然に育まれ、伝統と文化が織りなす、美しいまち。人々はいいきいと楽しく働き、健康で明るく、心の豊かさが実感でき、互いに信じ合い協力し合う平和なまち。

これは私たち都留市民の心からの願いです。しかし、時代の変化に伴う市民のニーズの多様化や個性化により、私たちの願いが今までの手法では応えきれなくなっています。

このような状況を踏まえ、自分では何ができるかを考え、自己の責任の基に行動する、市民が主体となったまちづくりが求められ、必要となつていきます。

こうした中、今、市内各所で自発的意思に基づき、市民の公益的活動が芽生えており、これから、より一層の活躍が望まれています。これらの活動は、一人ひとりの市民、ボランティア、NPO(民間非営利組織)、その他様々な市民活動を行うものや関係機関、事業者、市など、都留市を構成するすべての個人及び団体が、それぞれに理解し尊重し合い、対等の立場で連携、協力することにより何倍もの力を発揮します。以上のことから、ここに、今後期待される市民活動の自主性及び自発性を促し、その分野の環境を整備することにより、市民、市民活動を行う

もの、事業者及び市が一体となり、共に考え、共に行動し、共に創る協働のまちづくりをめざし、市民活動の活性化を図るため、この条例を制定します。

条例制定の目的は？(第1条)

市民が自主的に行う公益的な活動の活性化を促進し、魅力・活力・うるおいあふれる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

条例の内容は？

①市民活動の発展に当たっての基本理念と原則、市民活動の推進にあたっての当事者間の基本関係を定めています。(第3条)

市民、市民活動を行うもの、事業者及び市は、魅力・活力・うるおいあふれる地域社会を支える新しい社会サービスの担い手として多様な市民活動が果たす役割を認識し、それぞれの責務と役割のもとに対等の関係で協力、連携を深め、市民活動の発展に努めるものとし、市民活動の推進に当たっては、市民活動の自主性及び自発性が尊重されなければならぬとしております。

②市民及び市民活動を行うものの役割、事業者の協力、市の責務を定めています。(第4・5・6条)

(市民及び市民活動を行うもの役割)

市民活動を行うものは、前条の基本理念に基づき、その社会的責任を自覚し活動を行うとともに、開かれた運営を行い、その活動の内容が広く市民に理解され、参加の機会を広げるよう努める、その担い手となり、互いに協力し魅力・活力・うるおいあふれる地域社会の実現に努めるとしております。

(事業者の協力)

事業者は、市民活動の意義を理解し、その推進に協力するよう努めるものとしております。

(市の責務)

市は、第3条の基本理念と原則に基づき、新しい社会サービスの担い手としての市民活動に関する理解を深めるとともに、市民活動を推進するための総合的な施策を講じ、市民活動が活発に行われる環境の整備に努めるものとしております。

③市民活動推進の拠点として、都留市まちづくり市民活動支援センターの設置を定めています。(第7・8条)

市民活動支援センターは、都留市上谷二丁目1番15号の新町別館1階に開設します。(準備中)

④市民活動の推進に関し必要な事項を調査審議するため、都留市市民活動推進委員会の設置を定めています。(第10条)